

# 宮津市小中一貫教育基本方針(案)

～一貫した学びと育ちの架け橋～



平成 29 年 月

宮津市教育委員会

## はじめに

宮津市では、「宮津ビジョン 2011」と「宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「宮津を担う次代の人づくり」に鑑み、宮津の子どもたちの成長を後押しするための宮津市教育大綱「以下（大綱）という。」を平成 27 年 11 月に策定しました。

大綱に掲げる基本理念・めざす人間像を実現していくためには、宮津市全体で各施策の目指す方向性を共有し、その実現に向けた取組を積極的に進め、直面する様々な教育課題に対応する必要があります。そのため、これまでの教育施策に関わる取組の状況や、社会環境の変化を踏まえ、大綱を具現化する本市独自の行動計画として宮津市教育振興計画を平成 28 年 3 月に策定しました。

これまで宮津市では、子どもたちの「基礎的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学習意欲」（質の高い学力）のバランスのよい定着を目指すため、基礎的・基本的な学習の定着と主体的に学ぶ習慣の確立など自ら学ぶ力の育成に努めてきたところです。

しかしながら、少子高齢化やグローバル化の進展に伴い、地域社会や家族など子どもたちを取り巻く環境も大きく変容する中で、これまでの知識や技能のみならず思考力、判断力、表現力、学ぶ意欲等に加え、主体的・協働的に課題を解決する力、さらには、一人ひとりの学習や心身の発達の連続性を重視した教育活動が求められています。未来を担う子どもたちに今後、多様で変化の激しい社会を生き抜く力を育成することが今まで以上に重要であります。

このため宮津市では、教育振興計画で掲げた「明日の宮津を創る子どもの育成～質の高い学力と心身ともに健やかな子ども～」を実現していくためには、就学前から中学校卒業までの 10 年間を見通して、一貫した系統的な教育を行うことが、子どもたちの確かな学力と社会を生き抜く力を育成するのに大きな効果が期待できると考え、小中一貫教育を推進していくこととします。

この「宮津市小中一貫教育基本方針」は、各中学校区における小中一貫教育の円滑な推進のための基本的な考え方や指針等を示したものです。この基本方針をもとに、中学校区及び各学校において創意工夫ある教育活動が展開され、学校・家庭・地域が協働する中で、宮津市で学ぶ全ての子どもが「質の高い学力と心身ともに健やかな子ども」として成長してくれることを心より願っています。

平成 29 年 月  
宮津市教育委員会

# 目 次

## はじめに

<b>1 宮津市がめざす学校教育の姿</b> . . . . .	1
<b>2 宮津市の中小一貫教育</b>	
(1) 小中一貫教育の定義 . . . . .	2
(2) 小中一貫教育に取り組む背景と意義 . . . . .	2
(3) 小中一貫教育で期待される主な効果 . . . . .	3
(4) 宮津市教育振興計画（施策）との関連 . . . . .	4
(5) 小中一貫教育の推進方針 . . . . .	4
(6) 小中一貫教育の教育課程区分 . . . . .	5
(7) 中学校区での推進 . . . . .	6
<b>3 小中一貫教育の内容・取組</b>	
(1) 中学校区の「めざす子ども像」「教育目標」を設定、共有 . . . . .	7
(2) 保幼小中学校の教職員の交流、協働的指導の実施 . . . . .	7
(3) 幼児・児童生徒交流事業の実施 . . . . .	7
(4) 保幼小中 10 年間を見通した保育・教育課程の編成と実施 . . . . .	7
(5) 学校・家庭・地域が協働した教育の創造 . . . . .	8
(6) 小中一貫教育推進のための組織の構築 . . . . .	8
<b>4 今後の進め方</b> . . . . .	8

# 1 宮津市がめざす学校教育の姿

本市においては、平成23年に『みやづビジョン2011』（平成23年度～平成32年度）の基本施策“教育の充実と人材育成”に基づき、教育の振興を図ってきました。

また、平成27年11月には、宮津市総合教育会議において、本市における教育をより一層充実させるため、基本的な教育の方向性を示す指針となる『宮津市教育大綱』を策定し、平成28年3月には、大綱を具現化する本市独自の行動計画として『宮津市教育振興計画』を策定しました。

## 宮津市教育大綱

### 【基本理念とめざす人間像】

#### ◆基本理念

『教育のまち みやづ』～豊かな心が育まれ文化が息づくまち～

地域住民が誇りを持って社会総がかりで教育にあたる「教育のまち みやづ」として、未来を担う子どもの育成、市民一人ひとりが自ら学び成長を続ける生涯現役の風土づくり、豊かな心が育まれ文化が息づくまちの実現をめざすことを基本理念とします。

#### ◆めざす人間像

- 知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人
- 知恵を活かし、新しい価値を創り出して世界に発信する人
- ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、明日の宮津を創る人

### 【基本方針と施策】

#### ◆基本方針1 「明日の宮津を創る子どもの育成」

よりたくましく、優しい子どもの育成を基本としつつ、夢と希望を持ち、ふるさとの様々な知恵や力を活かし、豊かな感性と社会性が育つ子どもの育成に努めます。

#### ◆施策

- 学びの基礎を育てる教育・保育の充実
- 質の高い学力の向上**
- 心身ともに健やかな子どもの育成**
- 特別支援教育の充実
- 就学前の教育・保育環境の充実
- 学校教育環境の整備・充実
- 放課後児童クラブの充実

## 2 宮津市の小中一貫教育

### (1) 小中一貫教育の定義

宮津市では、「小中一貫教育」を次のように捉え、地域の実情に応じて段階的に推進します。

中学校区の小中学校が共通の目標（中学校卒業時のこともの姿）を共有、設定するとともに、就学前から中学校卒業までの10年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育。

#### ●参考 小中連携及び小中一貫教育について

##### 【小中連携】

小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育。

##### 【小中一貫教育】

小中連携のうち、小中学校が目標を共有するとともに、小中学校における9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育。〔自治体（市町村教育委員会）によっては就学前教育を加えることもある。〕

資料：中央教育審議会による定義（中央教育審議会初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」(H24.7.13)

### (2) 小中一貫教育に取り組む背景と意義

国において、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育の促進を目的に、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が平成27年6月24日に公布、平成28年4月1日から施行され、小中学校の枠組みを従来の6・3制を維持したまま小中一貫教育を実施する小中一貫型小学校、小中一貫型中学校と、さらには、新たな学校種として完全9年間として一貫教育を実施する義務教育学校（前期課程6年、後期課程3年）が規定されました。

また、子どもの発達については、子どもの身体的成長（身長・体重）は65年前と比べて2歳程度早熟するなど心身発達の加速化傾向にあるといわれており、現行の教育方法（6・3制）とのミスマッチが指摘されています。

加えて、小学校と中学校における指導方法の段差や指導原理の段差などから中学生になるといじめや不登校が増加するいわゆる「中1ギャップ」の問題も指摘されています。

本市においては、~~本市の~~児童生徒の学力は、中学生では全国学力学習状況調査においては、ほぼ全国平均値にあります。知識や技能を活用する力に課題があり~~ます~~。小学生については、全国学力学習状況調査や京都府学力診断テスト~~等~~において、学力の定着に課題が見られます。~~また、市内の小学校では、~~入学したばかりの1年生が集団行動がとれず、授業中に座っていられない、話を聞かないなどの「小1プロブレム」や、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校という諸問題につながる「中1ギャップ」などの課題が見られます。

このような課題に対して、これまで~~宮津市学力向上対策委員会や、保幼小連携、小中連携等の取組を通して、~~各学校等が創意工夫しながら解決にあたってきましたが、児童生徒の実態の多様化などによりなかなか成果として表れてこなかったという現状があります。

社会の変化や子どもの実態の変化、今後求められる新しい学力育成に対応するためには、指導に系統性や一貫性が必要であると考えます。~~そのため、~~子どもの育ちや学校での指導を「義務教育9年間」~~を含めた10年間~~という視点で捉えなおし、より連続性・一貫性のある指導が可能となる小中一貫教育を推進していくこととしました。

### (3) 小中一貫教育で期待される主な効果

#### ①学習指導上の効果

- 長期的な視点での指導 … 一人ひとりに応じた指導の継続、指導方法の一貫性の確保により、つまずきの減少
- 10年間の系統性を重視した教育課程（カリキュラム）の編成による学力向上
- 学習意欲の向上、学習習慣の定着
- 早期に教科の専門性を活かした授業が受けられる。

#### ②生徒指導上の効果

- 「小1プロブレム」「中1ギャップ」等の解決や、問題行動、不登校の解消
- 学習規律、生活規律の定着、生活リズムの改善

#### ③豊かな人間性や社会性の育成

- 児童生徒間の多様な交流活動や地域との交流 … 学校や校種を超えた多様で幅広い集団での活動が可能
- 自尊感情、自己肯定感、自己有用感、思いやりの心の育成 … 「人から認められた」「人から感謝された」「人の役に立った」
- コミュニケーション能力の向上

#### ④中学校区を単位とした地域・保護者との関係性の深まり

#### ⑤教職員に与える効果

- 指導方法の工夫改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上
- 保幼・小・中学校で共通に実践する取組の増加や、協力して指導に当たる意識の高まり

## (4) 宮津市教育振興計画（施策）との関連

### ■質の高い就学前教育・保育の充実

- 幼稚園、保育所（園）、認可外保育施設等と小学校が互いの内容を理解し、就学前の子どもたちが小学校の生活や学びに適応できるようにするためのプログラムを作成します。

### ■質の高い学力を育む

- 教師の指導力を向上させ、子どもたちの確かな学力と社会を生き抜く力を育むため、小中一貫教育を段階的に推進し、就学前から中学校卒業までの10年間の系統的な学習指導を推進します。

### ■教育力の向上

- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの問題を解消するため、一人ひとりの学習や心身の発達の連続性を重視した教育活動を開拓するとともに、幼稚園・保育所（園）・認可外保育施設・小中学校間の連携を強化するなど、小中一貫教育を推進します。

## (5) 小中一貫教育の推進方針

文部科学省が示す学習指導要領をもとに進めます。

また、縦の一貫教育（縦のつながり）、横の一貫教育（横のつながり）を大切にして取り組みます。

- ① 学習指導要領をもととし、各中学校区の特色を活かした教育を進める。
- ② 「1・4・3・2」の教育区分を基に、就学前からの連携を図りながら、**10年間の連続**し一貫した教育課程を編成・実施する。 ~ **縦の一貫教育~**
- ③ 学校・家庭・地域が協働して、学校・地域の教育諸課題の改善を図り、地域で子どもを育てる学校、地域づくりを進める。 ~**横の一貫教育~**
- ④ 各小・中学校がそれぞれ特色ある学校づくりを進めるとともに、小中一貫教育を推進するために、各中学校区をまとまりのある組織に構築する。
- ⑤ **10年間を見通し**宮津市の特色ある教育として「ふるさとみやづ学」「国際理解・英語教育」「生き方・キャリア教育」などを各校区の特色を活かした取組として推進する。

## (6) 小中一貫教育の教育課程区分+

国の学習指導要領を基本にしながら、子どもの発達や学習の特性等に応じた教育課程（カリキュラム）を導入します。基本的には現行の「6・3制」（小学校6か年・中学校3か年の教育制度）の枠組みに基づき、義務教育9年間を見通した連続性・一貫性のある教育課程を編成します。加えて、就学前も取り入れた10年間を期別の指導区分に編成します。

就学前1年（小学校入学前1年）を「基盤形成」、前期4年（小学校第1学年～小学校第4学年）を「基礎・基本の習得と定着」、中期3年（小学校第5学年～中学校第1学年）を「基礎・基本の活用」、後期2年（中学校第2学年～中学校第3学年）を「基礎・基本の活用と応用」とする10年間「1・4・3・2」に区分します。

修業年限		小学校課程 6年間						中学校課程 3年間		
学年区分	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
教育課程区分	就学前	前期				中期			後期	
	基盤形成	基礎・基本 習得と定着				基礎・基本 活用			基礎・基本 活用と応用	

### ●参考 区分の設定について

区分を設定する意図としては以下の3点です。

- ①小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることにより、学習指導面・生徒指導面での「中1ギャップ」または「小中ギャップ」を緩和することができる。
- ②区分ごとに、育成を目指す資質・能力、指導上の重点、具体的な目標等を明確に定めておくことにより、学年完結型となりがちな教職員の意識改革を促し、上学年への進級や中学校卒業時点をイメージした取組を強化することができる。
- ③区切りをあえて設けることによって、保・幼、小中学校の教職員が協働した教育活動の高度化や、校種間相互の良さの学び合いを促す仕組みを設けることができる。

このように、あくまでカリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための区分として位置付け、具体的には、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を工夫します。

## (7) 中学校区での推進

「学校教育法等の一部を改正する法律」において、平成28年4月1日から施行された小中一貫教育の制度に基づき、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を施す形態「小中一貫教育型小・中学校」の形態で推進します。

また、小中一貫教育の施設形態には、学校施設や取り組み方などにより、一般的に下記のような3つの形態があります。

### 【形態】

施設一体型

施設隣接・併設型

施設分離型

本市では、各小・中学校の施設の状況や立地条件等を踏まえ、既存の小・中学校を存続させ、児童生徒は現在の小・中学校に在籍しながら、中学校区単位で小中一貫教育を行う「施設分離型」の小中一貫教育を進めます。

下表のように、宮津中学校区・栗田中学校区・橋立中学校区の学校は、それぞれの校区の特性を活かし、保幼小中学校が協働して地域とのかかわりや連携を深め、特色ある一貫教育を進めます。

	宮津中学校区	栗田中学校区	橋立中学校区
タイプ	施設分離型 中学校とその通学区域内の保幼小学校間で連携し、教職員や児童・生徒・幼児が連携・交流して学習や活動を行う。	施設分離型 中学校とその通学区域内の小学校・幼稚園間で連携し、教職員や児童・生徒・幼児が連携・交流して学習や活動を行う。	施設分離型 中学校とその通学区域内の複数の保幼小学校間で連携し、教職員や児童・生徒・幼児が連携・交流して学習や活動を行う。
学校園	・宮津中学校 ・宮津小学校 ・宮津幼稚園 ・宮津暁星幼稚園 ・上宮津保育所 ・亀ヶ丘保育園 ・みづほ保育園 ・たんぽぽ保育園 ・キッズスクールHOPSTEP	・栗田中学校 ・栗田小学校 ・栗田幼稚園	(・橋立中学校) ・吉津小学校 ・府中小学校 ・日置小学校 ・養老小学校 ・吉津保育園 ・府中子ども園 ・日置保育所 ・養老保育所

※橋立中学校区については、これまでから小中連携の取組を積極的に推進しているところです。

小中一貫教育については、宮津市に住む全ての子どもを対象としており、全市域で取り組む必要があります。このため、宮津市教育委員会として、今後も与謝野町宮津市中学校組合教育委員会と協議・調整し、橋立中学校区を含む宮津市全域で小中一貫教育を導入する方向で検討していきます。

### **3 小中一貫教育の内容・取組**

#### **(1) 中学校区の「めざす子ども像」「教育目標」を設定、共有**

中学校区の「めざす子ども像」などを設定するためには、校区の児童生徒の実態の把握、分析が必要です。その際、各校の実態をもとに話し合い、小・中学校がそれぞれ有する「優れているところ」や「直面している課題」を明確にすることが重要です。

#### **(2) 保幼小中学校の教職員の交流、協働的指導の実施 … 教員の意識をつなぐ**

- (保幼) 小中合同研修会（小中一貫教育・学力・生徒指導・特別支援教育等）
- (保幼) 小中合同授業研究会（言語活動等）

保幼小中学校の文化の違いや、小中一貫教育の必要性を共通理解、認識するとともに、中学校区を単位とした保幼小中学校の教職員の合同研修会や合同授業研究会などを実施して、パートナーシップをもとに協力して推進します。

#### **(3) 幼児・児童生徒交流事業の実施 … 幼児児童生徒の心をつなぐ**

- 合同行事
- 交流授業

異学年幼児児童生徒による交流は、他者を思いやる豊かな心を育みます。また、互いに学習成果等を発表する場を設けることは、学習意欲の向上につながります。

さらに、小学校高学年の児童にとっては、中学生との交流や中学校参観から、中学校進学への不安を軽減し、中学生へのあこがれの気持ちを持たせることにもつながります。

#### **(4) 保幼小中 10 年間を見通した保育・教育課程の編成と実施**

- 4つの区分（就学前・前期・中期・後期）に応じた指導
- 新学習指導要領（平成 32 年度から実施）を見据えての教科・領域等のカリキュラム作成
- 地域の良さと誇りを学ぶ学習「ふるさとみやづ学（仮称）」
- 「保幼小接続プラン」の作成 … 「アプローチ・カリキュラム」「小 1 スタートカリキュラム」
- 小中学校教員による乗り入れ授業や一部教科担任制
- **道徳教育**、体育、食育、図書館教育の充実

幼稚園・保育所（園）・認可外保育施設等・小中学校教職員が、指導のあり方について共通認識を持ち、小中一貫教育の様々な指導を行っていきます。

ここ近年の児童の実態、課題から、「就学期～小学1年」、「中期（小学5年～中学1年）」の重点的な指導、支援が必要となっています。

そのため、幼稚園等と小学校が互いの内容を理解し、それぞれの教職員が円滑に小学校の生活や学びに適応できるためのプログラムを作成して交流する取組を推進します。

さらに、小学校高学年から的一部教科担任制や、小中学校教員による一部乗り入れ授業を導入します。なお、導入教科は、中学校区の実態に応じた教科とします。

## （5）学校・家庭・地域が協働した教育の創造

- 中学校区小中一貫教育だより
- 「学校・地域連携推進協議会（仮称）」の設置
- 学校支援地域本部事業の拡充

今日、学校が地域と一体となって子どもたちをはぐくむことが求められており、地域と連携して小中一貫教育に取り組むことは、相互の連携を強化し、これまで以上の大きな効果が期待できます。

また、中学校区における幼稚園・保育所（園）等や各小中学校の様々なP T A活動を合同で行うことを通して、お互いの連携が深まります。

## （6）小中一貫教育推進のための組織の構築

- 中学校区小中一貫教育推進委員会（仮称）の設置
- 中学校区小中一貫教育コーディネーター（仮称）の配置

中学校区内の小・中学校が「めざす子ども像」や「共通の教育目標」「重点目標」を設定、共有し、その実現を図る取組を実施していくためには、まず小中一貫教育の組織づくりが必要です。

また、中学校区での小中一貫教育を積極的に推進していくために「中学校区小中一貫教育コーディネーター（仮称）」を配置します。

# 4 今後の進め方

